

東京ノアランゲージスクール規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、知育の質的向上を図るとともに国際的視野と実践的語学力を身につけた国際社会で広く活躍出来る有能な人材と成り得る為の基礎を学ばせることを1つの目的とし、また同時に我が国の大学院、大学、専門学校に進学や就職する生徒を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、東京ノアランゲージスクールという。

(位置)

第3条 本学は、東京都杉並区堀ノ内3丁目49番9号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数
キャリアデザイン日本語2年コース	2年	132名	7
キャリアデザイン日本語1年9か月コース	1年9か月	80名	4
キャリアデザイン日本語1年6か月コース	1年6か月	112名	7
キャリアデザイン日本語1年3か月コース	1年3か月	30名	2
合計		354名	20

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月、7月、10月及び1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月 1日から 6月30日まで

(2) 第2学期 7月 1日から 9月30日まで

(3) 第3学期 10月 1日から12月31日まで

(4) 第4学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（ 8月 1日～ 8月25日まで）
- (4) 冬季休業（12月25日～ 1月 7日まで）
- (5) 春季休業（ 3月25日～ 4月 5日まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他の急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条 授業の終始時刻は、午前9：00～午後00：20及び午後1：00～午後4：20とする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条 1 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう一授業時間数とは、45分とする。

コース名	授業			週当たり時間数
	時間数	週数	日数	
キャリアデザイン日本語2年コース	1600時間	80週	400日	20時間(5日)
キャリアデザイン日本語1年9か月コース	1400時間	70週	350日	20時間(5日)
キャリアデザイン日本語1年6か月コース	1200時間	60週	300日	20時間(5日)
キャリアデザイン日本語1年3か月コース	1000時間	50週	250日	20時間(5日)

2 前項について、各年度において状況に応じ授業時数の増減をする場合において、修業期間1年当たりの授業時数は最低限760時数(190日)を確保する。

（学習の評価）

第9条 1 学習の評価は、試験成績、出席状況、課題提出状況、平常評価等を総合して決定し、5段階評価とする。尚、基準の説明にかんしては、授業開始時に生徒に周知する。

- A 90%以上
- B 80%以上90%未満
- C 70%以上80%未満
- D 60%以上70%未満
- E 0%以上60%未満

2 D判定の科目については、補習を実施した後、追試を行う。追試に合格した場合、当該科目の評価をCとする。

（教職員組織）

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 18名以上（うち本務等教員9名以上）

(4) 生活指導担当者 3名以上（うち専任2名以上、教員の兼任可）

(5) 事務職員 3名以上（うち専任2名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 提携する海外の高等学校を含む各教育機関からの進学課程への受入れは入学時点で卒業見込みの者を含む

(3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(4) 信頼のおける保証人又は機関（生徒を送り出す機関）保証を有する者

(5) 本学の行う事前面接で優秀な者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年4回とし、その時期は4月、7月、10月、1月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学・在籍管理)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、15日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

3 1ヵ月の出席率が8割を下回った学生について、1ヵ月の出席率が8割以上になるまで改善の指導を行い、その指導の状況を記録しなければならない。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した学生につ

いてはこの限りではない。

4 出席不良者に対する警告と処分

- (1) 月ごとの出席率集計で先月の出席率90%未満になった場合、生活指導担当者により出席に関する面談及び指導を行う
- (2) 出席不良による警告を1回でも受けた生徒に対しては、当校から経費支弁者に対して連絡をする。
- (3) 警告を受けた翌月から状況が改善されなければ、校長が面談を行う。
- (4) 年間出席率が80%に満たさない者は、進級または卒業を認めない。

5 学生は本校を離脱する場合には、終了届を提出しなければならない。なお、離脱とは第15条、16条及び第17条に規定する学籍異動という。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、退学日の1ヵ月前に退学届けを提出し、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第16条

- 1 他校へ転学しようとする者は、転学先学校名、その所在地及び転学事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 他校の校長の許可を受け、当校に転入学しようとする者に対しては、その転入事由、他校での学業状況等を総合的に判断し、受け入れの可否を決める。
- 3 転入学者は6ヶ月以上本校に在籍しなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条

- 1 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 成績は別に定める評価基準に基づき A、B、C、D、E の5段階の評定をし、Eを不合格とする。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条

- 1 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の三種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもしない者
- (6) 日本の法令に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする

	初年度 全コース	次年度			
		2年コース	1年9か月コース	1年6か月コース	1年3か月コース
入学選定料	30,000円	—	—	—	—
入学金	50,000円	—	—	—	—
授業料	684,000円	684,000円	515,500円	347,000円	178,500円
設備費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円	10,000円
教材費	30,000円	30,000円	30,000円	15,000円	15,000円
校外活動費	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
留学生保険費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
健康管理費	6,000円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
合計	840,000円	760,000円	590,000円	390,000円	220,000円

(納入)

第21条

- 1 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 前項に関わらず、特段の事情による初年度納入金の延納、分納もしくは減免の場合においては校長の許可を受けなければならない。
- 3 次年度の授業料その他の納入金について、生徒はその在籍中での出席の有無に関わらず、各コースの次年度の始期の前日までに同条第1項の方法で納入しなければならない。
- 4 前項に関わらず、特段の事情による次年度納入金の延納、分納もしくは減免の場合においては校長の許可を受けなければならない。
- 5 本条第1項及び第3項における銀行口座振込みに要する手数料はすべて入学予定者の負担とする。

(滞納)

第 22 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を 1 月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 23 条 既に納入した生徒納付金は、学生納付金等返還規定に基づくものとする。

第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 24 条 健康診断は、各コースの生徒に対して毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(自己点検、評価)

第 25 条 本学の自己による点検、評価は校長が別に定める

(細則)

第 26 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、2027 年 4 月 1 日から施行する。